



島根県報

平成23年12月20日（火）

第2,352号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障がい福祉課) 5

障害者自立支援法の規定による指定相談支援事業者の指定 (") 6

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所の所在地の変更 (") 7

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出 (") 7

障害者自立支援法の規定による指定相談支援事業所の所在地の変更 (") 7

障害者自立支援法の規定による指定指定相談支援事業の廃止の届出 (") 7

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 8

土地改良区の定款変更の認可 (") 8

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(3件) (中 小 企 業 課) 8

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (") 11

【特定調達公告】

島根県警察携帯電話回線ネットワーク中継線利用契約に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第89号）

1 規則の概要

- (1) 知事が必要であると認める場合には、連帯保証人の債務の負担額に限度を設けることができることとした。（第6条関係）
- (2) 限度額付き連帯保証確認書の様式を定めることとした。（様式第1号関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第89号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の連帯保証人は、貸付金の交付を受けた者（以下「借主」という。）と連帯して一切の債務を負担しなければならない。ただし、知事が必要であると認める場合には、連帯保証人の債務の負担額に限度を設けることができる。

第12条第1項中「貸付金の交付を受けた者（以下「借主」という。）」を「借主」に改める。

第16条第3号中「虞れ」を「おそれ」に改める。

様式第1号中「別紙4」の次に「又は別紙5」を加え、同様式別紙4の次に別紙5として次のように加える。

別紙5

年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名 ⑩
年 齢 歳
職業（役職名）
債務者との関係

限度額付き連帯保証確認書

が、中小企業高度化資金（ ）の貸付けを受けることにつき、債務者と連帯して下記2の保証限度額の範囲内において債務を保証することを確認いたします。

なお、下記の記載事項については、一切事実と相違ありません。

記

1 企業名等

企業名又は屋号		所在地	
---------	--	-----	--

2 保証限度額

保証限度額	千円	高度化資金借入予定額	千円	組合員数	人
-------	----	------------	----	------	---

3 資産

(単位：千円)

区分	所在地	用途	面積	評価額	抵当権者	抵当権の種類	抵当権の額
			m ²				

4 預金及び借入金

(単位：千円)

金融機関等名	預金額	借入残額	年返済額	最終償還期限

5 収支状況

(単位：千円)

	科目	年額	内 容
収入			
	収入計		
支出			
	支出計		

6 保証債務の有無及びその保証債務の内容

(単位：千円)

保証債務の有無	保証額	内 容

※ 本書は、連帯保証人となる者が自ら記入し、自署した上で、添付の印鑑証明書と同じ印を押すこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第803号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人若草福祉会	生活介護 就労継続支援B型	若草園	松江市内中原町192-1	平成23年9月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	児童デイサービス	益田市障害者福祉センターあゆみの里 児童 デイサービス事業	益田市横田町2087-1	平成23年10月1日
医療法人古沢整形外科医院	同行援護	訪問看護・介護ステーションすずらん	松江市上乃木七丁目5-16	平成23年10月1日
全国労働者共済生活協同組合連合会	同行援護	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	松江市東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成23年10月1日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	短期入所	C S いずも短期入所大社事業所	出雲市大社町入南80-1	平成23年10月1日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	同行援護	C S いずも訪問介護事業所	出雲市今市町北本町5-5-37	平成23年10月1日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	同行援護	六日市ホームヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	平成23年10月1日
企業組合労協しまね事業団	同行援護	ケアワークステーションすずらん	大田市大田町大田イ2759番地55	平成23年10月1日
社会福祉法人ひらた福祉会	同行援護	社会福祉法人ひらた福祉会訪問介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成23年10月1日
特定非営利活動法人こだま	同行援護	ホームヘルプサービスこだま	松江市西嫁島1-1-19	平成23年10月1日
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	同行援護	浜田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	浜田市野原町859-1	平成23年10月1日
社会福祉法人大田市社	同行援護	ビラおおだホームヘル	大田市川合町川合1081-2	平成23年10月1日

会福祉協議会		パステーション		
サンキ・ウエルビィ株式会社	同行援護	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年10月1日
サンキ・ウエルビィ株式会社	同行援護	サンキ・ウエルビィ介護センター浜田	浜田市黒川町4196番地 岡本ビル2F1号	平成23年10月1日
社会福祉法人千鳥福祉会	同行援護	千鳥福祉会ケアセンター大空	松江市東持田町1415	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター浜乃木	松江市浜乃木6-6-23	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンターあかがわ	雲南市大東町仁和寺1918-7	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター出雲	出雲市渡橋町1105	平成23年11月1日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター浜田	浜田市田町1681 小川ファミリービル2F	平成23年11月1日
サンキ・ウエルビィ株式会社	同行援護	サンキ・ウエルビィ介護センター出雲	出雲市姫原一丁目5番2号	平成23年11月1日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	児童デイサービス	キッズスペースゆうあい	松江市北堀町35-14	平成23年11月1日
社会福祉法人仁摩福祉会	同行援護	訪問介護事業所しおさい	大田市仁摩町仁万843	平成23年11月1日
社会福祉法人希望の里福祉会	同行援護	希望の里居宅介護事業所	益田市乙吉町イ110-1	平成23年11月1日
株式会社フィリア	就労継続支援B型	フィリア	出雲市平田町911番地	平成23年12月1日
株式会社フィリア	共同生活援助	フィリアホーム	出雲市平田町7048番地	平成23年12月1日
江津コンクリート工業株式会社	就労継続支援A型	甲斐の木	江津市都野津町2307番地31	平成23年12月1日
特定非営利活動法人エプロンの会	同行援護	エプロンの会	安来市安来町1576	平成23年12月1日

島根県告示第804号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社フィリア	フィリア	出雲市平田町911番地	平成23年12月1日

島根県告示第805号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係るサービス事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	居宅介護	CSいずも訪問介護事業所	出雲市大社町入南80	出雲市今市町北本町	平成23年10月1日
	重度訪問介護		- 1	5 - 5 - 37	
	同行援護 行動援護				

島根県告示第806号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人桜江福祉会	短期入所	特別養護老人ホーム風の里陽光苑	江津市桜江町長谷2723番地2	平成23年9月1日
有限会社創和	就労継続支援B型	フィリア	出雲市平田町911番地	平成23年12月1日
有限会社創和	共同生活援助	フィリアホーム	出雲市平田町7048番地	平成23年12月1日

島根県告示第807号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人千鳥福祉会	千鳥福祉会ケアセンター大空	松江市東持田町1415	松江市下東川津町63-5	平成23年10月1日

島根県告示第808号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
--------	---------	--------	---------	-------

島根県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

渡辺 泰行 大田市久手町波根西2184

監事

原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

2 就任年月日

平成23年9月21日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

長島 和雄 大田市久手町刺鹿2505

監事

安藤 和夫 大田市久手町波根西1988-2

島根県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡石見土地改良区の定款変更を平成23年12月13日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第811号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古志原ショッピングセンター 松江市上乃木6丁目6番26号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6丁目12番40号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前9時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

平成23年12月7日

2 届出年月日

平成23年12月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第812号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合東出雲国道店 松江市東出雲町揖屋799-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6丁目12番40号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前9時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

平成23年12月7日

2 届出年月日

平成23年12月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第813号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来ショッピング 安来市安来町865-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原6丁目12番40号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 181台(駐車場①:41台、駐車場②:95台、駐車場③:45台)

(変更後) 168台(駐車場①:28台、駐車場②:95台、駐車場③:45台)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 46台(駐輪場①:23台、駐輪場②:14台、駐輪場③:9台)

(変更後) 55台 (駐輪場①: 26台、駐輪場②: 13台、駐輪場③: 16台)

ウ 荷捌き施設の面積

(変更前) 339平方メートル

(変更後) 386平方メートル

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前9時00分から午後10時00分まで

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

ア、イ及びウ: 平成17年3月10日

エ及びオ: 平成23年12月7日

2 届出年月日

平成23年12月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課 (安来市伯太町東母里580番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第814号

平成23年島根県告示第553号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成23年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ出雲店 出雲市白枝町字南芦田990番2外

2 意見の概要

意 見	理 由
渋滞が予想される場合は、出入口付近における誘	店舗出入口が国道9号バイパス側道沿いの一方通行路

1	導員の配置、誘導看板の設置等により交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。	であるため、看板・誘導員等により、逆走等による混乱・事故が生じないよう措置を講じておく必要があるため。
2	自動車騒音軽減のための来客への啓発とともに、従業員や関係者への意識徹底などの対策を図ること。	21時以降の場内を走行する自動車のドライバーは、従業員及び関係者がほとんどであるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ附着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年12月20日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 落札に係る物品等又は役務の名称

島根県警察携帯電話回線ネットワーク中継線利用

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成23年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

KDDI株式会社ソリューション中国支社

広島県広島市中区胡町4-21

5 落札金額

42,791,700円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年9月6日